建　政　－　１２７７

令和４年１０月１７日

各建設業関係団体の長
各建設関連業団体の長　様

秋田県建設部長

（公印省略）

工事請負契約書に添付する契約事項の一部改正に伴う
運用基準等の一部改正について（通知）

公共工事標準請負契約約款（昭和２５年２月２１日中央建設業審議会決定）の一部改正に伴い、工事請負契約書に添付する契約事項を別添のとおり改正しましたので、お知らせします。

つきましては、貴会の会員に対する周知について、御協力くださるようお願いします。

担当：建設政策課
建設業班
TEL. 018-860-2425

工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準の一部改正　新旧対照表

新	旧
第４条関係 １～７　略 ８　第２項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置は、受注者が電磁的記録により発行された保険証券をインターネットを通じて閲覧するために用いる保険契約番号及びパスワードを発注者に提供し、発注者がこれを閲覧できることをいう。	第４条関係 １～７　略
第35条関係 １　第２項に規定する電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置は、受注者が電磁的記録により発行された保証証書をインターネットを通じて閲覧するために用いる保証契約番号及びパスワードを発注者に提供し、発注者がこれを閲覧できることをいう。 ２　第４項　の規定に基づく前払金（いわゆる中間前払金）の運用については、「公共工事に係る中間前払金について」（平成１３年４月２７日付け建管－２６７建設交通部長通知）によるものであること。 ３～５　略	第35条関係 １　第35条第３項の規定に基づく前払金（いわゆる中間前払金）の運用については、「公共工事に係る中間前払金について」（平成１３年４月２７日付け建管－２６７建設交通部長通知）によるものであること。 ２～４　略

改正後の規定は、令和４年１１月１日から施行する。

工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについての一部改正　新旧対照表

新	旧
2　請負契約締結時における取扱い (1)・(2)　略 (3)　銀行等又は保証事業会社の保証 1)　契約担当者は、落札者から、工事請負契約についての銀行等又は保証事業会社の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を締結するものとする。なお、落札者から保証事業会社が電磁的記録により発行する保証証書を閲覧するための情報が提供された場合（以下「電子保証による場合」という。）は、保証書の提出があったものとみなすものとする。 イ　略 ロ　保証人が、銀行等又は保証事業会社であり、押印（電子保証による場合にあっては、保証事業会社の記名）があること。 ハ～リ　略 2)　略 (4)　略	2　請負契約締結時における取扱い (1)・(2)　略 (3)　銀行等又は保証事業会社の保証 1)　契約担当者は、落札者から、工事請負契約についての銀行等又は保証事業会社の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を締結するものとする。 イ　略 ロ　保証人が、銀行等又は保証事業会社であり、押印があること。 ハ～リ　略 2)　略 (4)　略
3　請負者の債務不履行による解除時の取扱い (1)～(3)　略 (4)　保証事業会社の保証 1)　契約担当者は、工事請負契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した保証金請求書、納入通知書、保証証書（電子保証による場合は不要）、保証事業会社あて解除通知書（様式５）及び契約解除通知の写しを保証事業会社に提出するものとする。なお、保証金請求書及び納入通知書の写しは、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。 2)　略 (5)・(6)　略	3　請負者の債務不履行による解除時の取扱い (1)～(3)　略 (4)　保証事業会社の保証 1)　契約担当者は、工事請負契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した保証金請求書、納入通知書、保証証書、保証事業会社あて解除通知書（様式５）及び契約解除通知の写しを保証事業会社に提出するものとする。なお、保証金請求書及び納入通知書の写しは、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。 2)　略 (5)・(6)　略
4　工事完成時の取扱い (1)・(2)　略 (3)　銀行等又は保証事業会社の保証 契約担当者は、契約者から工事目的物の引渡しを受けたときは、保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）を契約者を通して銀行等に返還するものとする。ただし、保証事業会社の保証にあっては、保証書及	4　工事完成時の取扱い (1)・(2)　略 (3)　銀行等又は保証事業会社の保証 契約担当者は、契約者から工事目的物の引渡しを受けたときは、保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）を契約者を通して銀行等に返還するものとする。ただし

び変更保証書の返還を要しない。なお、保証書を契約者に交付する際には、契約者から保証書を受領した旨の領収書（様式８）を提出させ、領収書及び保証書の写しを工事請負契約書に綴っておくものとする。

(4)　略

5　請負代金額の増額変更時の取扱い

(1)・(2)　略

(3)　銀行等又は保証事業会社の保証

1)　契約担当者は、保証金額の増額変更を行おうとするときは、契約者に対して、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の銀行等が交付する変更契約書又は保証事業会社が交付する変更保証書（以下この項において「変更契約書等」という。）を提出することを求めるものとする。なお、電子保証による場合は、変更保証書の提出があったものとみなすものとする。

2)　契約担当者は、契約者から変更契約書等の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を変更するものとする。

イ　略

ロ　保証人が、保証書に記載された銀行等又は保証事業会社であり、押印（電子保証による場合にあっては、保証事業会社の記名）があること。

ハ～ホ　略

3)　工事請負契約の変更後、変更契約書等は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

6　請負代金額の減額変更時の取扱い

(1)・(2)　略

(3)　銀行等、保証事業会社又は公共工事履行保証証券の保証

1)　契約担当者は、保証金額の減額変更を行おうとするときは、契約者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書（様式 10）を交付し、契約担当者が指定する日に、保証金額を変更後の請負代金額の 10 分の１（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結した場合にあっては 10 分の３）以上に保つ範囲で減額変更する旨の銀行等が交付する変更契約書、保証事業会社が交付する変更保

、保証事業会社の保証にあっては、保証書の返還を要しない。なお、保証書を契約者に交付する際には、契約者から保証書を受領した旨の領収書（様式８）を提出させ、領収書及び保証書の写しを工事請負契約書に綴っておくものとする。

(4)　略

5　請負代金額の増額変更時の取扱い

(1)・(2)　略

(3)　銀行等又は保証事業会社の保証

1)　契約担当者は、保証金額の増額変更を行おうとするときは、契約者に対して、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の銀行等又は保証事業会社が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

2)　契約担当者は、契約者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を変更するものとする。

イ　略

ロ　保証人が、保証書に記載された銀行等又は保証事業会社であり、押印があること。

ハ～ホ　略

3)　工事請負契約の変更後、変更契約書は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

6　請負代金額の減額変更時の取扱い

(1)・(2)　略

(3)　銀行等、保証事業会社又は公共工事履行保証証券の保証

1)　契約担当者は、保証金額の減額変更を行おうとするときは、契約者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書（様式 10）を交付し、契約担当者が指定する日に、保証金額を変更後の請負代金額の 10 分の１（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結した場合にあっては 10 分の３）以上に保つ範囲で減額変更する旨の銀行等若しくは保証事業会社が交付する変更契約書

証書又は保険会社が交付する異動承認書（以下この項において「変更契約書等」という。）を提出することを求めるものとする。なお、電子保証による場合は、変更保証書の提出があったものとみなすものとする。	又は保険会社が交付する異動承認書（以下この項において「変更契約書等」という。）を提出することを求めるものとする。
2)・3)　略	2)・3)　略
7　工期の延長時の取扱い (1)　銀行等又は保証事業会社の保証 1)　契約担当者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、契約者に対して、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書又は保証事業会社が交付する変更保証書（以下この項において「変更契約書等」という。）を提出することを求めるものとする。なお、電子保証による場合は、変更保証書の提出があったものとみなすものとする。	7　工期の延長時の取扱い (1)　銀行等又は保証事業会社の保証 1)　契約担当者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、契約者に対して、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の銀行等又は保証事業会社が交付する変更契約書 を提出することを求めるものとする。
2)　契約担当者は、契約者から変更契約書等の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を変更するものとする。 イ　略 ロ　保証人が、銀行等又は保証事業会社であり、押印（電子保証による場合にあっては、保証事業会社の記名）があること。 ハ～ホ　略	2)　契約担当者は、契約者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を変更するものとする。 イ　略 ロ　保証人が、銀行等又は保証事業会社であり、押印 があること。 ハ～ホ　略
3)　工事請負契約の変更後、変更契約書等は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。	3)　工事請負契約の変更後、変更契約書は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。
(2)　略	(2)　略
8　工期の短縮時の取扱いについて 1)　契約担当者は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、契約者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書を交付し、契約担当者が指定する日に、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の銀行等が交付する変更契約書、保証事業会社が交付する変更保証書又は保険会社が交付する異動承認書（以下この項において「変更契約書等」という。）を提出することを求めるものとする。なお、電子保証による場合は、変更保証書の提出があったものとみなすものとする。	8　工期の短縮時の取扱いについて 1)　契約担当者は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、契約者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書を交付し、契約担当者が指定する日に、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の銀行等若しくは保証事業会社が交付する変更契約書 又は保険会社が交付する異動承認書（以下この項において「変更契約書等」という。）を提出することを求めるものとする。
2)・3)　略	2)・3)　略

9　履行遅滞時の取扱い 1)　契約担当者は、保証期間の延長を行おうとするときは、契約者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書、保証事業会社が交付する変更保証書又は保険会社が交付する異動承認書（以下この項において「変更契約書等」という。）を提出することを求めるものとする。なお、電子保証による場合は、変更保証書の提出があったものとみなすものとする。 2)・3)　略	9　履行遅滞時の取扱い 1)　契約担当者は、保証期間の延長を行おうとするときは、契約者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の銀行等若しくは保証事業会社が交付する変更契約書又は保険会社が交付する異動承認書（以下この項において「変更契約書等」という。）を提出することを求めるものとする。 2)・3)　略

附　則

1　この通知は、令和４年１１月１日から施行する。

2　この通知による改正後の規定は、令和４年１１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

公共工事に係る中間前払金についての一部改正　新旧対照表

新	旧
（別紙） 公共工事の中間前払金に係る取扱いについて 1　中間前払金の制度の趣旨 中間前払金の制度は、工事の着手時に前払金（請負代金額の１０分の４以内の額、ただし、低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、請負代金額の１０分の２以内の額）を支払った後に、更に工事の中間段階において前払金（請負代金額の１０分の２以内の額）を支払うものである（地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）附則第３条第３項、秋田県財務規則（昭和３９年秋田県規則第４号）第２２１条第３項、工事請負契約書に添付する契約事項第３５条第４項（継続費、全部債務、一部債務又は３年以上債務による契約にあっては第３５条第５項）） 6　中間前払金に係る認定 （１）　略 （２）　契約担当者は、（１）の認定請求書の提出があったときは、原則７日以内に、前記２の要件のすべてに該当するものであるかどうかを審査し、妥当と認めたときは認定調書（様式３）を２部作成し、１部を契約者に交付し、他の１部を保管するものとする。 なお、認定調書の交付をもって契約事項第３５条第７項（継続費、全部債務、一部債務又は３年以上債務による契約にあっては第３５条第８項）後段の通知とみなす。 （３）・（４）　略 7　中間前払金の支払の請求 契約者は、中間前払金に係る認定を受けたときは、秋田県財務規則所定の請求書（工事前払金）を、保証事業会社が発行する当該中間前払金に関する保証証書（原本及び写し１部）を添付して契約担当者に提出するものとする。なお、契約事項第３５条第８項後段の規定により準用する同条第２項の規定が適用される場合は、保証証書の添付は要しないものとする。 契約担当者は、当該請求があった日から起算して１４日以内に中間前払金を支払うものとする。	（別紙） 公共工事の中間前払金に係る取扱いについて 1　中間前払金の制度の趣旨 中間前払金の制度は、工事の着手時に前払金（請負代金額の１０分の４以内の額、ただし、低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、請負代金額の１０分の２以内の額）を支払った後に、更に工事の中間段階において前払金（請負代金額の１０分の２以内の額）を支払うものである（地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）附則第３条第３項、秋田県財務規則（昭和３９年秋田県規則第４号）第２２１条第３項、工事請負契約書に添付する契約事項第３５条第３項（継続費、全部債務、一部債務又は３年以上債務による契約にあっては第３５条第４項））。 6　中間前払金に係る認定 （１）　略 （２）　契約担当者は、（１）の認定請求書の提出があったときは、原則７日以内に、前記２の要件のすべてに該当するものであるかどうかを審査し、妥当と認めたときは認定調書（様式３）を２部作成し、１部を契約者に交付し、他の１部を保管するものとする。 なお、認定調書の交付をもって契約事項第３５条第６項（継続費、全部債務、一部債務又は３年以上債務による契約にあっては第３５条第７項）後段の通知とみなす。 （３）・（４）　略 7　中間前払金の支払の請求 契約者は、中間前払金に係る認定を受けたときは、秋田県財務規則所定の請求書（工事前払金）を、保証事業会社が発行する当該中間前払金に関する保証証書（原本及び写し１部）を添付して契約担当者に提出するものとする。 契約担当者は、当該請求があった日から起算して１４日以内に中間前払金を支払うものとする。

（様式１） 中間前払金認定請求書 略 次の工事について、契約事項第３５条第４項（※）各号に規定する要件のすべてに該当しますので中間前払金に係る認定を請求します。 略 （※）継続費、全部債務、一部債務又は３年以上債務による契約にあっては第３５条第５項。	（様式１） 中間前払金認定請求書 略 次の工事について、契約事項第３５条第３項（※）各号に規定する要件のすべてに該当しますので中間前払金に係る認定を請求します。 略 （※）継続費、全部債務、一部債務又は３年以上債務による契約にあっては第３５条第４項。

附　則

1　この通知は、令和４年１１月１日から施行する。

2　この通知による改正後の規定は、令和４年１１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。